

地方独立行政法人天王寺動物園 役員報酬規程

令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪市天王寺動物園（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事、及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第 2 条 役員の報酬は、理事長については役員報酬及び通勤手当、一月の勤務日数が定められた役員については役員報酬及び通勤手当、非常勤の役員については非常勤役員報酬及び通勤手当とする。

(役員報酬及び非常勤役員報酬)

第 3 条 前条の役員報酬の額は、年額とし、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事長 4,000,000円
- (2) 副理事長 10,000,000円
- (3) 理事兼園長 12,000,000円

2 役員報酬は、年額の12分の1に相当する額を毎月支給するものとする。

3 理事会への出席に伴う非常勤役員報酬は日額とし、1日につき40,000円とする。

4 理事会への出席を除く非常勤役員の報酬は、1時間につき9,000円とする。

ただし、1日当たりの業務時間が4時間を超える場合にあっては、1日につき40,000円とし、当該時間数に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。

5 役員報酬及び非常勤役員報酬は、その者の職歴、勤務実績等に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(通勤手当)

第 4 条 通勤手当は、地方独立行政法人職員給与規程第22条の規定に準じて支給する。ただし理事長ならびに非常勤役員については、勤務日数及び勤務実態を勘案し、通勤に要する費用を支給する。

(日割計算)

第5条 新たに役員となった者は、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(報酬の支給日等)

第6条 報酬は、毎月17日（その日が地方独立行政法人天王寺動物園の勤務時間、休暇等に関する規程第6条に規定する休日に当たるときは、その日前において最も近い休日等でない日）にその月額を支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、支給日等を変更することができる。

2 報酬はその全額をその役員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込により支払う。ただし、法令に基づき報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(端数処理)

第7条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項、並びに職務の遂行に伴い発生する交通費等の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じる。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。